

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 北本市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	7	3	45,300	7	1,400	0	43,900
1	80	キシレン	9	1	774,340	2	4,240	0	770,100
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	7	3	544,500	4	2,500	0	542,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	6	5	46,000	6	0	0	46,000
1	300	トルエン	9	1	1,923,500	1	3,500	0	1,920,000
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	8	1,500	12	1,500	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	6	5	652,000	3	0	0	652,000
1	400	ベンゼン	6	5	118,000	5	0	0	118,000
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1	8	7,600	8	7,600	0	0
3	21	硝酸	1	8	5,200	10	5,200	0	0
3	35	メタノール	1	8	3,400	11	3,400	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	8	5,400	9	5,400	0	0
		合計	—	—	4,126,740	—	34,740	0	4,092,000

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量 : 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。